



第60回 パールレース

- 日程 : 2019年7月25日(木)~2019年7月28日(日)
開催地 : 三重県度会郡南伊勢町・志摩ヨットハーバー
～ 静岡県伊東市・伊東サンライズマリーナ
共同主催 : (公財)日本セーリング連盟(2019-02)
JSAF外洋東海 (公益財団法人日本セーリング連盟加盟団体)
外洋湘南 (公益財団法人日本セーリング連盟加盟団体)

帆 走 指 示 書

1. 規則

- 1.1 セーリング競技規則2017-2020(RRS)
 - 1.1.1 日没から日の出までの間はRRS第2章に代えて国際海上衝突予防法及び国内規則を適用する。レース海域におけるレース日の日没時刻は **19:00**、日の出時刻 **04:57**とする。
 - 1.1.2 RRS51可動バラストを変更する。セットされていないセールの移動は、ライフラインの内側であれば許可される。
- 1.2 外洋特別規定2018-2019カテゴリー3及びOSR国内規程
- 1.3 各クラスには以下の規則を適用する。
 - 1.3.1 IRCクラス、ダブルハンド クラス : IRC Rule 2019 Part A,B,C
 - 1.3.1.1 IRC Rule 21.6.1の変更に関し日本セーリング連盟IRC規定が適用され、スピナーカー1枚の追加搭載が許される。
 - 1.3.1.2 乗員数はIRC証書のクルーナンバー+2までとする。(IRC Rule 22.4を変更している)
 - 1.3.2 ORCデュアルスコアリング対象艇は全てのIRCレギュレーションを満たしていること。(ORCレギュレーションは問わない。ただし体重をデフォルト以外で申告している場合は体重を守ること)
- 1.4 レース公示および本帆走指示書。但しレース公示と帆走指示書が矛盾する場合は帆走指示書を優先する。

2 競技者に対する通告

- 2.1 スタート側(五ヶ所) : 志摩ヨットハーバーに設置する公式掲示板に掲示される。スタート側の通告は7月26日(金)8:30 までに公式掲示板に掲示される。
- 2.2 フィニッシュ側 : 伊東サンライズマリーナ・レース本部前に設置する公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の 8:30 までに公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、



- 4.1 スタート側(五ヶ所)：志摩ヨットハーバーのポールに掲揚される。
- 4.2 フィニッシュ側：伊東サンライズマリーナ・レース本部近傍のフラグポールに掲揚される。

5. レース日程

7月25日(木)	13：00～14：30	：出艇申告	主催者－競技参加者契約書他提出
〃	14：30～15：00	：艇長会議	場所：志摩ヨットハーバー
〃	15：00～15：30	：安全セミナー	場所：志摩ヨットハーバー
7月26日(金)	10：55	：IRCクラス、ダブルハンド	クラス 予告信号
7月28日(日)	14：00	：タイムリミット	

6. レース旗およびクラス識別リボン[DP]

- 6.1 レース参加艇はJ S A F所定のレース旗をスタート5分前からフィニッシュするまでの間もしくは棄権するまでの間、下端がデッキ上1.5m以上になるように掲げなければならない。
- 6.2 レースを棄権した場合には直ちにレース旗を降ろさなければならない。
- 6.3 ダブルハンドクラスに参加する艇はレース旗の下に出艇申告時に配布されるクラス識別リボン(青色)を連ねて掲げなければならない。

7. コース

三重県・五ヶ所湾口 → 神ノ島南西の仮想WP(反時計廻り) → 神子元島(反時計廻り) → 伊東サンライズマリーナ沖：149海里
但し伊東市川奈灯台北方にある手石島の西側を通過してはならない。

8. マーク

- 8.1 スタート・マークはスターボードの端にあるJSAFエンサインを掲揚する本部船(シャングリラ V：ハルの色：青)とポートの端にある黄色・球面形ブイとする。
- 8.2 神の島南西仮想WP
下記の緯度経度の位置が神の島南西沖仮想WPである。
北緯34度11.000分 東経136度47.000分 (測地系はWGS84による)
艇は仮想WPを正しく通過したことを証明するため、自艇が北緯34度11.000分以南且つ東経136度47.000分以西に位置していることを示すGPS画面を撮影しフィニッシュ6時間前までにレース本部へ送達すること。画像には緯度経度の数値が含まれていること。
- 8.3 フィニッシュ・マークは、黄色・円筒形ブイとする。夜間はマークに黄色点滅灯を点灯する。

9. スタート

- 9.1 スタート海面は五ヶ所湾口とする。
- 9.2 スタート方法はRRS26を適用する。予告信号はJSAFバージを掲揚する。
- 9.3 スタート・ラインはスターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚したマストまたはポールとポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。



- 9.4 スタート・ラインはスタート信号から30分後まで維持する。レース艇は同時刻までにスタートすること。同時刻までにスタートできなかった艇は審問なしにDNSと記録される。これはRRS A4を変更している。
- 9.5 スタート信号時に艇体・乗員または装備のいずれかがスタート・ラインのコース・サイドにあり、その艇が特定される場合にはレース委員会は国際VHF・チャンネル74でそのセールナンバーを送信するように努める。送信できなかったり、送信のタイミングが的確でなかったとしても、救済要求の根拠とはならない。これはRRS 62.1(a)を変更している。

10. フィニッシュ

- 10.1 フィニッシュ・ライン
- 10.1.1 フィニッシュ・ラインは伊東サンライズマリーナ防波堤南端に掲揚するオレンジ旗と同オレンジ旗からMag90度、距離500m付近に設置するフィニッシュ・マークを結ぶ線とし、フィニッシュ・マークを右に見てフィニッシュ・ラインを横切ること。
- 10.1.2 フィニッシュ・マークの流出の場合は、前項で規定するオレンジ旗と同オレンジ旗からMag90度、距離500mの地点を仮想のフィニッシュ・マークとする。フィニッシュする艇はフィニッシュ・ラインを通過した時刻を記録し、フィニッシュ側レース本部に報告すること。[DP]
- 10.2 フィニッシュ前コール
- 10.2.1 フィニッシュする艇はフィニッシュ予想時刻の1時間前に衛星携帯電話または携帯電話で自艇のセールナンバーと艇名をフィニッシュ側レース本部(TEL; 0557-36-8000)に通告しなければならない。[DP]
- 10.2.2 フィニッシュする艇はフィニッシュ10分前に国際VHF・チャンネル73で「やまゆり」にセールナンバーと艇名を通知し、「フィニッシュの確認」の連絡を受けるまで通信待ち受け状態を維持すること。[DP]
- 10.3 夜間にフィニッシュする艇は前項のフィニッシュ10分前の通知をする際にレース委員会から求められた場合は、10.1.1で示すオレンジ旗に向けフラッシュライトで三回の点滅短信号(・・・)の送信をすること。

11. インスペクション

レース委員会はスタート前およびフィニッシュ後、インスペクションを実施することがある。その際には艇長はインスペクションに立ち会わなければならない。スタート前とは各艇の申告書提出時刻から予告信号10分前までの間であり、フィニッシュ後とは各艇のフィニッシュ時刻から90分後までの間とする。[DP]

12. 失格に代わる罰則

- 12.1 RRS 第2章に関わる規則違反についてはRRS44.3(得点ペナルティー)を適用する。ペナルティーはDNFに対する得点の20%の整数(小数点以下第1位を四捨五入)とし、DNFより悪い点とはしない。
- 12.2 RRS31に関わる規則違反についてはRRS44.1およびRRS44.2による1回転ペナルティーを適用する。



- 12.3 RRS29.1 または30.1 に関わる規則違反についてはレース委員会はOCSに代えて5%のタイムペナルティーを審問なしに適用する。これはRRS63.1およびRRS A5を変更している。
- 12.4 このS Iの規則での「DP」の表記は、その規則の違反に対するペナルティーをプロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することが出来ることを意味する。
- 12.5 16.3「ロールコール」に違反した場合には、レース委員会は審問なしに1回のロールコールにつき10分のタイムペナルティーを課すことができる。これはRRS63.1およびRRS A5を変更している。

13. タイムリミット

7月28日(日)14:00 までにフィニッシュできなかった艇は審問無しにDNFと記録される。これはRRS35、RRS A4およびRRS A5を変更している。

14. エンジンの使用と報告義務

- 14.1 投揚錨、排水、充電のためにエンジンを使用することができる。ただしこの場合にはプロペラが回転しないようにしなければならない。
- 14.2 スタート信号後5分を経過してもスタート・ライン付近に到達することができないため同ライン付近まで機走または曳航された場合には、帆走開始後、最初の妥当な機会に720度回転を実行した後スタートしなければならない。また上記回転を完了するまではレース中の艇を妨害してはならない。なおその状況(使用した時間、距離等)をレース報告書に記入し報告しなければならない。
- 14.3 落水者救助・遭難艇(船舶)救助・濃霧による視界制限状態かつ無風による操舵不能状態において緊急かつ切迫した事態に対処するため(対船舶衝突回避のため)、または岩礁・大謀網などから離脱するためにエンジンを使用することができる。使用した場合にはその状況(使用した時間・場所等)をレース報告書に記入し報告しなければならない。[DP]

15. 抗議・救済の要求

- 15.1 抗議及び救済または審問再開の要求はそれぞれRRS61、62に従い所定の抗議書に必要な事項を記入し、自艇フィニッシュ後90分以内にフィニッシュ側レース本部に提出しなければならない。
抗議書はレース本部(伊東)で入手できる。
- 15.2 抗議に関わる通告は抗議締切時間後できるだけ早急に公式掲示板に掲示する。
- 15.3 審問はレース本部(伊東)において原則として抗議書の受付順に始めるものとする。
- 15.4 第6項(レース旗およびクラス識別リボン)、第16項(安全規定)、第17項(無線通信)の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これはRRS60.1(a)を変更している。

16. 安全規定[DP]

- 16.1 乗員の変更
乗員の変更は変更内容を書面にて7月26日(金)08:30までにレース本部(五カ所)に提出すること。また乗員を追加する場合はJSAFメンバーカードのコピーを添付すること。



- 16.2 レース報告書・トラッキング装置の提出
- 16.2.1 レース報告書に自艇フィニッシュ時刻および必要事項を記入の上、トラッキング装置とともに自艇フィニッシュ後90分以内に帰着申告場所に提出しなければならない。
- 16.2.2 出艇申告しスタートしない艇、途中棄権した艇およびタイムリミット以内にフィニッシュできなかった艇は、その旨をレース本部(五カ所または伊東)に速やかに報告しなければならない。この場合必ず艇の責任者が行い第三者に伝言を託してはならない。また帰港後レース報告書、トラッキング装置をレース委員会に提出しなければならない。
- 16.3 ロールコール
- レース委員会は別に定める「第60回パールレース通信要項」によりロールコールを行う。参加艇は衛星携帯電話または携帯電話で位置情報等を報告しなければならない。通信状態の如何に関わらずロールコールを実施することは参加艇の責任である。ロールコールはフィニッシュするまで、またはリタイアした場合はレース本部に報告した後避難港に入港するまで実行しなければならない。報告できなかった艇はその理由をレース報告書に記載すること。
- 16.4 救命具、個人用浮揚用具
- 全ての参加者は救命具、個人用浮揚用具を使用できるような状態でレースに臨まなければならない。

17. 無線通信

いかなる通信形態・情報もRRS41の外部の援助に該当しないこととする。これはRRS41(c)を変更している。

18. レース結果の算出

- 18.1 IRCクラス、ダブルハンドクラスは所要時間にTCCの数値を乗じて修正時間(秒)を算出する。算出された修正秒の小さい艇を上位とし、修正秒が同じ場合はTCCが小さい艇を上位とする。これはRRS付則A7を変更している。
- 18.2 ORCデュアルスコアリングの結果はORC Rule 402.2のPCSにて修正時間(秒)を算出する。ORC Rule 402.4のコース選択は(c)オーシャンを使用する。算出された修正秒の小さい艇を上位とし、修正秒が同じ場合はCDLが小さい艇を上位とする。これはRRS付則A7を変更している。

19. 賞

- 19.1 各クラス・グループ1位から3位までとする。ただし参加艇数により減ずる場合がある。
- 19.2 総合1位から3位(クラス内でグループ分けした場合)
- 19.3 ORCデュアルスコアリングは参加艇数5艇以上で成立し、1位に「ORC CUP」を与える。
- 19.4 ファーストホーム

20. JSAF環境キャンペーン

海にゴミなどを投棄してはならない。(RRS55)



21. レース実行委員会およびレース本部の所在

レース委員長 大島 茂樹
 レース副委員長 福島 望

本部の所在

7月24日(水)16:00 まで	JSAF外洋東海	TEL 052-971-5835 FAX 052-971-5836 E-Mail office@tosc.jp
7月25日(木) 10:00 から26日(金)13:00 まで	志摩ヨットハーバー	TEL 090-6585-5835
7月26日(金) 13:00 から28日(日)18:00 まで	伊東サンライズマリーナ	TEL 0557-36-8000
7月28日(日) 18:00 から29日(月)09:30 まで	JSAF外洋東海	TEL 090-6585-5835
7月29日(月)09:00 以降	JSAF外洋東海	TEL 052-971-5835 FAX 052-971-5836 E-Mail office@tosc.jp

22. 緊急救助体制

各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して遭難の恐れがあると考えられる場合には、レース本部(実行委員会)は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安部に捜索の要請を行うことがある。

23. 緊急時における海上保安庁関係機関の連絡先

機関名	電話番号
第四管区海上保安本部	052-661-1611~4
鳥羽海上保安部	0599-25-0118
鳥羽海上保安部浜島分室	0599-53-0300
第三管区海上保安本部	045-211-1118
御前崎海上保安署	0548-63-4999
清水海上保安部	0543-53-0118
下田海上保安部	0558-23-0118
湘南海上保安署	0466-22-4999
横須賀海上保安部	046-862-0118
横浜海上保安部	045-671-0118

以上